

広青苑通所介護事業所 利 用 料 金 表

1. 介護給付サービスによる料金

サービスの利用料金は、ご利用者の要支援・要介護度によって異なります。

下記の表により、要支援・要介護度に応じた自己負担額をお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額 (1割の場合)	581	686	792	897	1,003

(注) ただし、五城目町外から利用した場合には、上記に100分の5の金額を加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

要支援区分	要支援 (週1回程度)	要支援 (週2回程度)
自己負担額 (1割の場合)	1,672	3,428

2. サービス提供体制強化加算

サービスを提供する介護員のうち、「介護福祉士」を40%以上配置し、質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

要介護度区分	要介護1～5
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18

(1か月あたりの金額 単位：円)

要支援区分	要支援 (週1回程度)	要支援 (週2回程度)
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	72	144

3. その他の介護給付サービスの加算 (該当する場合はお支払いください。)

(1) 入浴介助加算

要介護状態の方で、入浴介助を受けた場合には、下記の金額を加算してお支払いください。

(2) 若年性認知症利用者受入加算

要介護状態の若年性認知症の方が利用した場合には、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

入浴介助加算 (I)	40
若年性認知症利用者受入加算	60

4. その他の介護予防給付サービスの加算 (該当する場合はお支払いください。)

(1) 生活機能向上グループ活動加算

要支援の方は、下記の金額を加算してお支払いください。

(2) 若年性認知症利用者受入加算

要支援状態の若年性認知症の方が利用した場合には、下記の金額を加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

生活機能向上グループ加算	100
若年性認知症利用者受入加算	240

5. 介護職員処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～4の該当する料金と加算の1か月分の合計額に、下記の金額を更に加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

介護職員処遇改善加算 (I) イ	上記1～4の該当する料金と加算の合計額×59/1,000に相当する額
------------------	------------------------------------

6. 介護職員等特定処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～4の該当する料金と加算の1か月分の合計額に、下記の金額を更に加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	上記1～4の該当する料金と加算の合計額×10/1,000に相当する額
-------------------	------------------------------------

7. 介護職員等ベースアップ等支援加算

法に定める介護職員等のベースアップ等を行っておりますので、上記1～4の該当する料金と加算の1か月分の合計額に、下記の金額を更に加算してお支払いください。

(1か月あたりの金額 単位：円)

介護職員等ベースアップ等支援加算	上記1～4の該当する料金と加算の合計額×11/1,000に相当する額
------------------	------------------------------------

8. 介護給付の対象とならないサービスの料金

①食費

食事の提供に要する費用（食材料費、調理費相当分）をお支払いください。

(1日あたりの金額 単位：円)

食 費	500
-----	-----

令和5年4月1日より